

きっずらぼ病児保育室 重要事項説明書

【ご利用のしおり】

学校法人キッズラボ学園
きっずらぼ病児保育室
令和5年10月1日制定
令和6年8月1日改定

本しおりは、当病児保育室のご利用にあたりご理解いただきたいことを記載しています。
ご利用の際は本しおりに基づき、保育および各種ご案内をいたします。

当病児保育室は、病児および病後児をお預かりする施設であり、感染防止には特に注力しています。
しかしながら、施設内での感染を完全に防ぐことは非常に困難です。
病児保育室の事業性質をご理解いただき、
本しおりにご同意および制定事項へのご理解遵守のうえでのご利用をお願いいたします。

法人概要

名称 きっずらぼ病児保育室
管理者 キッズラボ北海道ボールパーク F ビレッジ認定こども園 施設長
設置法人名称 学校法人 キッズラボ学園
本社所在地 北海道北広島市 F ビレッジ 8 番地
代表 理事長：西原 優博

法人理念

子どもたちの未来を創造し、子育て世代を応援する

運営方針

本しおりに定める事項の基、病児および病後児の保育を提供し、こどもの健全な育成と保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とします。

対象児童

満1歳から小学校6年生までの児童のうち、次の各号の全てに該当する児童。

- (1) 病気や怪我等の治療中または回復期にあり、通園通学などの集団生活が困難な児童。
- (2) 保護者の勤務などの都合で家庭での保育・看護ができない児童。
- (3) 本しおりに定める受入基準に合致する児童。

きっずらぼ病児保育室概要

名称 きっずらぼ病児保育室
所在地 北海道北広島市 F ビレッジ 8 番地
電話番号 011-398-3834
利用定員 2名
指導医 鎌崎穂高
協力医療機関 医療法人社団 UHN F ビレッジこどもクリニック
施設内容 保育室（うち室内に安静室・シャワールーム・トイレをそれぞれ保有する）2室

開所日・開所時間および休日

開所日／開所時間 月曜から金曜までの8時～18時
休日 土曜日・日曜日・国民の祝日等、12月29日～1月3日

職員人数および職員体制

(1) 職員（看護師：1名以上、保育士：1名以上）

- ・看護師：病児および病後児の体調管理を行います。児童を注意深く見守り、突然の容態変化に対し、医療知識に基づいた最善の判断を行い、迅速に対応します。
- ・保育士：児童の体調に配慮しながら、児童が安心して安定した生活を送れるよう、活動内容に配慮をしながら保育を行います。

(2) 指導医 1名

- ・指導医：児童の容態の変化に的確に対応し、感染の防止を徹底するため、日常の医療・環境面での指導および助言を行い、適切な環境の維持向上に努めます。

利用方法

【 受入基準 】

麻疹・風疹・結核を除く感冒、消化不良症（多症候性下痢）など乳幼児が日常罹患する疾病の伝染性疾患、喘息などの慢性疾患、熱傷などの外傷性疾患、その他担当医師が利用可能と判断した病気。ただし、次の各号に該当せず、医療機関および病児保育室が利用できると判断した場合に限る。

- (1) 新型コロナウイルスなどの未知の感染症の罹患者および濃厚接触者、所属先が休園（休校）などの状況にある。
- (2) 痙攣発作後、24時間以内である。
- (3) インフルエンザと診断された、またはその可能性が高い状況かつ発熱して24時間以内である。
- (4) 呼吸困難・意識混濁・ぐったりとしているなどの全身状態がよくない。
- (5) 24時間以内に下痢が5回以上ある、水分が十分とれない、脱水症状の予兆がある。
- (6) 年齢に応じた定期接種の予防接種で未接種のものがある。（要相談）

【 事前登録・必要書類 】

病児保育室の利用にあたり、原則として利用希望日の前日までに事前登録を行います。事前登録のうえ、利用当日に「利用申込書」「診療情報提供書（医師連絡票）」「重要事項確認同意書」を提出いただきます。なお、与薬の必要に応じ「与薬依頼書・薬剤管理票」「薬剤情報提供書（お薬の説明書）」も利用時にご持参ください。ただし、運営に支障がないと病児保育室が判断した場合には、利用の際に事前登録票の提出・登録を行い、続けて利用申込も行うことができます。

「診療情報提供書（医師連絡票）」は、北広島市内在住で子ども医療費受給者証をお持ちの方は、一つの病院につき、月一回まで無料です。市外在住の方は料金が発生しますのでご注意ください。

【 利用申込 】

- (1) 仮予約 利用の必要ができた際は、お電話にて仮予約をしていただきます。
- (2) 本予約 仮予約後、受診し「診療情報提供書（医師連絡票）」の取得、医師による病児保育室利用の許可がでた際は、お電話にて本予約をお願いいたします。

利用が不要になった際も、必ずお電話にて速やかにご連絡ください。診療情報提供書（医師連絡票）は医師の記入日から7日間有効です。※土日祝日を含みます。

【 連絡方法 】

連絡方法 電話連絡

受付時間 原則、利用する日の前日 17 時 00 分まで。（電話対応時間：7 時 30 分～17 時 00 分）

当日の利用申込：当日朝 7 時 30 分～8 時 00 分

ただし、付属施設：キッズラボ北海道ボールパーク F ビレッジ認定こども園の在園児かつ事前登録済の児童に限り、保育中の体調不良による利用申込について受入可能な体制があった場合は、時間帯に関わらず当日の利用申込を可能とします。

【 利用 】

- （1） 日常的に児童の様子を把握する保護者が送迎を行い、必要書類、お荷物を持参いただきご利用ください。
- （2） 持ち物には全てご記名ください。（別紙参照）
- （3） 病児保育室では医療処置は行いません。ただし、喘息薬等の吸入については医師連絡票に指示がある場合には行います。
- （4） 延長保育はありません。必ず 17 時 45 分までの間で、事前に取り決めを行いました時間に退室ができるよう、余裕を持ったお迎えをお願い致します。
- （5） 通院を目的とする当施設から医療機関までの移動はタクシーを使用し、実費精算とします。

【 利用料金 】

北広島市内在住の方は、利用者の課税状況に応じ以下の通りとします。

対象世帯	5 時間未満	1 日利用 (5 時間以上)	その他・任意の追加金額	
			食事代 (おやつ含む)	おむつ代
生活保護世帯	0 円	0 円	300 円	50 円/1 枚
住民税非課税世帯	400 円	800 円		
住民税課税世帯	800 円	1600 円		
市外在住世帯	800 円	1600 円		

※市外の方のご利用料金は市内の住民税課税世帯と同じ料金となります。

【 料金の支払 】

利用当日、お迎え時に料金のお支払いをお願いいたします。衛生管理上、現金のお支払いは不可となり、電子マネーでのご精算となります。なお、利用体制確保のため受付時の料金を確定料金とし、利用当日に保護者等の都合により、事前に取り決めを行った利用時間に対して減少が生じた場合においても、ご精算はいたしません。

生活保護世帯・住民税非課税世帯に該当される方は事前登録の際に各証明書類のご提示、申請をお願い致します。また、利用時点で課税状況の変更があった場合はお申し出をお願いいたします。

【 キャンセル 】

仮予約・本予約に関わらず、病児保育室の利用が不要になった際には、速やかにご連絡ください。利用当日おおむね 10 時頃までにご連絡がない場合、キャンセル料として 1,000 円を申し受けます。

【 食事提供 】

病児保育室では、個々の容態に合わせた食事を提供することができません。通常と違う心身の状態であることから、ご家庭よりお弁当のご持参をお願い致します。ただし、怪我による利用など通常食の提供が問題ない場合に限り、保護者の要望に応じて付属施設：キッズラボ北海道ボールパーク F ビレッジ認定こども園の献立による給食提供を追加料金にて行います。

※離乳食・アレルギーをお持ちのお子さまは、病状に関わらず必ずお弁当ご持参をお願い致します。

【 お薬のお預かり 】

与薬の必要がある際は、保護者にご記入いただく与薬依頼書・薬剤管理票、処方時の薬剤情報提供書（お薬の説明書）の 2 点をご持参いただき、与薬を行います。なお、与薬に際し以下の事項を遵守いただきますようお願い致します。

- (1) 与薬は医師が処方した薬剤のみとなり、市販薬のお預かりできません。虫よけ、日焼け止め、保湿剤などもお預かりできません。
- (2) 連続して利用をする際は、与薬依頼書・薬剤管理票（保護者記入）、処方時の薬剤情報提供書（お薬の説明書）の 2 点を毎日ご持参ください。
- (3) 基本的にお預かりする薬剤はご自宅にて一度服用ください。ただし、状況によってご自宅での服用が困難な場合に限り、病児保育室にて初回服用での与薬を行います。
- (4) 投薬後、症状の変化については保護者の責任と致します。
- (5) 与薬のための服薬ゼリーについて、事前にご家庭で摂取している場合に限り、ご希望に応じてご持参いただけます。ただし、与薬時に必ず利用することをお約束できるものではありません。

利用に際する留意点

【 利用の制限 】

当該児童が、次の各号に該当すると判断した際には、利用の不許可または中止を行います。

- (1) 受入基準に抵触するなど、病状の変化により病児保育室での対応が著しく困難になった時。
- (2) 本事業の対象ではなくなった時。
- (3) その他病児保育室が利用の継続が困難と判断する具体的かつやむをえない理由が発生した時。

【 情報共有 】

病児・病後児保育は、突然容態が変化することもあり得ます。以下の各号をご理解いただき、常に

連絡が取れる状況にてご利用ください。

- (1) 児童の送迎は、児童の様子分かる保護者（日頃養育する保護者）が行ってください。
- (2) 利用に際し、利用当日の様子・児童の健康状態およびその他配慮が必要な事項について、職員に十分な説明、共有をお願い致します。
- (3) 利用中、容態の急な変化など緊急時には救急搬送を優先とし、事後連絡となる場合もあります。
- (4) 利用中、規定に該当し利用中止に至った際は、連絡要請に対し速やかに児童のお迎えをお願い致します。

きっずらぼ病児保育室の取組み

【 災害・緊急時の対応 】

緊急時には、児童の安全を第一に考慮し、病児保育室の判断により以下に基づいて行動します。

- (1) 利用中、利用児童の健康状態の急変、その他緊急事態が生じた際は、速やかに救急搬送を含む協力医療機関への連絡および利用児童の保護者への連絡等の措置を講じます。
- (2) 利用中、容態等の変化に伴い、利用中止および病児保育室内での隔離等の措置を行います。
- (3) 利用中、保育の提供による事故が発生した際は、当該保護者および北広島市に報告すると共に、必要な措置を講じます。
- (4) 非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知すると共に、避難および救出その他必要な訓練を実施します。
- (5) 利用中、災害等の発生により病児保育室を離れる必要が生じた際は、利用児童保護者へ連絡を行うとともに、玄関扉に避難先を明示し、児童の引き渡しながされるまで保育を行います。

【 虐待の防止のための措置 】

当施設は、子どもの人権の擁護・虐待の防止にむけ、次の措置を講じます。また、保育の提供中に職員又は養育者（当該保護者等利用児童を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用児童を発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備。
- (2) 職員による利用児童に対する虐待等の行為の禁止。
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。
- (4) その他虐待防止のために必要な措置。

【 苦情対応 】

安心して預けられるよう、利用に関しての相談を行います。どんな事でもお気軽にご相談ください。
受付方法：面接・文書・電話などの方法で相談を受付けます。

受付担当：キッズラボ北海道ボールパーク F ビレッジ認定こども園 主幹教諭

解決担当：キッズラボ北海道ボールパーク F ビレッジ認定こども園 施設長

【 安全対策と事故防止 】

- (1) 当施設は、安全かつ適正に、質の高い保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備します。
- (2) 当施設は、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めます。
- (3) 当施設は、事故の状況および事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じます。

【 健康管理・衛生管理 】

当施設は、感染症および食中毒の発生または蔓延がないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症および食中毒の予防に努めます。

【 記録の整備 】

当施設は、病児・病後児保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その利用終了日から5年間保存するものとします。

- (1) 病児・病後児保育利用の為の利用児童票
- (2) 病児・病後児保育に係る提供記録
- (3) 北広島市への通知に係る記録
- (4) 保護者等からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況および事故に際してとった処置についての記録

【 個人情報の保護 】

- (1) 当施設は、その業務上知り得た利用児童および保護者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとします。
- (2) 職員は、業務上知り得た利用児童および保護者の秘密を保持します。
- (3) 業務上知り得た利用児童および保護者の秘密を保持するため、職員で無くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とします。

免責事項

当施設の利用に際し、次の事項について同意いただいたものとして保育の提供を行います。

- (1) 緊急時のご連絡がつかず不利益が生じた場合には、当施設では一切の責任を負いません。
- (2) 病状および職員体制によっては、異なる病状の児童を同室にて保育を行うことがあります。
- (3) 利用者間の感染には細心の注意を払いますが、感染の可能性が全くないことではありません。
また、病状に応じた抗体を保持している職員のみでの体制確保ができない場合、隔離体制を確保できない場合には利用の不許可または中止を行います。
- (4) 年齢に応じた定期接種の予防接種をしていない児童については、重篤化の危険性が高く、原則として受け入れることが困難となります。